

議案第 33 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1 改正する条例 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例

2 改正の概要

兵庫県との共同事業として実施している「福祉医療費助成事業」について、税制改正並びに福祉医療費助成事業に係る訪問看護療養費の助成対象化に伴い、県の「福祉医療費助成事業実施要綱」において所要の改正が行われることから、本市条例においても、同様の改正を行う。

3 改正の内容

(1) 税制改正に係るもの (資料 2 参照)

- ① 「ひとり親控除の創設」に伴い、これまでの「寡婦(夫)控除のみなし規定の適用」が不用となるため、県の「福祉医療費助成事業実施要綱」の改正に準じ、本市条例においても、同様の改正を行う。
- ② 「給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替」に伴い、福祉医療費助成制度適用に係る所得判定に影響が生じないよう、県の「福祉医療費助成事業実施要綱」の改正に準じ、本市条例においても、同様の改正を行う。

(2) 福祉医療費助成事業に係る訪問看護療養費の助成対象化に係るもの

(資料 3 参照)

兵庫県が、これまで福祉医療費助成事業の助成対象外としていた訪問看護療養費の助成対象化に伴い、本市においても同様の対応を行うため、県の「福祉医療費助成事業実施要綱」の改正に準じ、本市条例においても、同様の改正を行う。

4 施行期日 令和 3 年(2021 年) 7 月 1 日